

養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、養殖用配合飼料価格が高騰・高止まりする中、魚類養殖業者の経営安定を図ることを目的に、国の「漁業経営セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）」の加入者が配合飼料の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 本事業の補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす県内在住の魚類養殖業者とする。

- (1) 令和8年4月1日時点で、セーフティネット事業に加入していること。
- (2) 飼料コストの低減に取り組むこと。

(経費及び補助額)

第3条 第1条の経費及び補助額は、次の表に掲げるとおりとする。

経 費	補助額
令和8年4月1日から令和8年12月31日の間に購入した魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するものとする。ただし、魚類養殖業者が魚粉等を原料として配合飼料を自ら作成し使用する場合には、当該配合飼料の原料とする魚粉のみを対象とする。	魚類養殖業者が購入した配合飼料の数量に、次の計算式により求める支援単価を乗じた額を補助額とし、セーフティネット事業に定める四半期ごとに算定を行う。ただし、支援単価を乗じた額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、四半期ごとに算定した補助額が550円以下となる場合には補助金を交付しないものとする。 【支援単価】 セーフティネット事業の補填金に占める加入者負担額（円／トン）×1／3以内

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 飼料コストの低減に向けた取組届出書（様式第4号）
- (4) 令和8年度にセーフティネット事業に加入したことが分かる書類の写し
- (5) セーフティネット事業における養殖用配合飼料補填対象数量が分かる書類の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者である場合（簡易課税事業者である場合を除く。）には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を補助金申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（軽微な変更）

第6条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20%以内の金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次に掲げるもの以外のものとする。

（1）第3条に掲げる経費に係る事業の実施箇所又は実施項目ごとの事業量の20%を超える変更

（2）補助目的に基本的な影響を及ぼすと認められる変更

（変更の承認の申請等）

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）変更事業計画書（様式第6号）

（2）セーフティネット事業における養殖用配合飼料補填対象数量報告書の写し

（3）その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第7号による。

2 規則第11号の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業実績書（様式第2号）

（2）セーフティネット事業における養殖用配合飼料補填対象数量報告書の写し

（3）その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 第4条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。
- 5 第4条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合においては、様式第8号により当該金額を速やかに知事に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第9条の補助金請求書に概算払請求書(様式第10号)を添えて知事に提出しなければならない。

(書類の保管等)

第12条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日以降に購入した養殖用配合飼料について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月19日から施行し、令和7年4月1日以降に購入した養殖用配合飼料について適用する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月8日から施行し、令和8年4月1日以降に購入した養殖用配合飼料について適用する。
- 2 この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり
関係書類を添えて申請します。

1 事業名

年度 事業

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 飼料コストの低減に向けた取組届出書（様式第 4 号）
- (4) 令和 8 年度にセーフティネット事業に加入したことが分かる書類の写し
- (5) セーフティネット事業における養殖用配合飼料補填対象数量が分かる書類の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

様式第2号（第4条、第8条関係）

事業計画書
(事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：円)

補填対象 数量	補填金額	所要経費	経費負担区分			備考
			県	市町村	その他	

※ 補填対象数量、補填金額及び所要経費の欄には、セーフティネット事業における補填の対象となった数量、補填金額及び補填金額のうち加入者負担額をそれぞれ記入すること

3 事業完了（予定）年月日

誓約書

私は、下記1及び2に記載されている内容をよく理解し、遵守することを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより、補助金の返還等、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 申請した養殖用配合飼料の購入数量に偽りがないこと。
- 2 次のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないこと。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - （2）法人であって、その役員のうちに暴力団員等又は漁業法（昭和24年法律第267号）第41条第1項第1号に規定する漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者のいずれかに該当する者があるもの
 - （3）暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名
(自筆で署名すること)

令和 年 月 日

住所

氏名
法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

飼料コストの低減に向けた取組届出書

令和 年度における取組は、次のとおりです。

取組内容
(例) ・ 低魚粉飼料の使用 ・ 餌のロスの削減

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更

補助金事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、養殖用配合飼料価格高騰
の中止（廃止）

緊急対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請
します。

1 補助事業名

年度 事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

- （1）変更事業計画書（様式第6号）
- （2）セーフティネット事業における養殖用配合飼料補填対象数量報告書の写し
- （3）その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

様式第 6 号（第 7 条関係）

変更事業計画書

1 変更の理由

2 変更事業の内容

（単位：円）

補填対象 数量	補填金額	所要経費	経費負担区分			備考
			県	市町村	その他	

※ 補填対象数量、補填金額及び所要経費の欄には、セーフティネット事業における補填の対象となった数量、補填金額及び補填金額のうち加入者負担額をそれぞれ記入すること

（注）記載の要領は、変更のある部分を 2 段書とし、変更前を上段に括弧書すること。

様式第 7 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

年度 事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

- （1）事業実績書（様式第 2 号）
- （2）セーフティネット事業における養殖用配合飼料補填対象数量報告書の写し
- （3）その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

様式第 8 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

年度消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け徳島県指令 第 号により交付決定通知があった事業補助金については、養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 徳島県補助金交付規則第 12 条の補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け徳島県指令 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

様式第9号（第9条関係）

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

請 求 者

住所

氏 名

(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額									円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

補 助 事 業 名		
補 助 指 令 金 額		
補助指令年月日		
補 助 指 令 番 号		
補 助 額	既 受 領 額	
	今回請求額	
	残 額	
請 求 区 分	1 精 算	2 概 算

口座振込先									
金融機関名 ()					店舗名 ()				
預金種別 (1 普通 2 当座 3 その他)									
口座番号								(右づめ)	
口座名義 (カタカナ書き)									
()									

担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。）

	氏 名	連 絡 先
発行責任者		
担当者		

様式第 10 号（第 11 条関係）

概算払請求書

1 概算払が必要な理由

2 概算払の内容

（単位：円）

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考

3 これまでのセーフティネット事業による補填状況

（単位：円）

補填対象 数量	補填金額	所要経費	経費負担区分			備考
			県	市町村	その他	

※ 補填対象数量、補填金額及び所要経費の欄には、セーフティネット事業における補填の対象となった数量、補填金額及び補填金額のうち加入者負担額をそれぞれ記入すること